

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

平成31年3月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「支援法」という。)に基づき、子ども・子育て支援に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。</p> <p>また、札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号、以下「条例」という。)別表第一の21の項により、子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるものにおいて個人番号を利用することができるとしている。</p> <p>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務</li><li>②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務</li><li>③支援法に基づく施設等利用給付の資格に関する事務</li><li>④支援法に基づく施設等利用給付の支給に関する事務</li><li>⑤札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務</li></ul>
③システムの名称	子ども・子育て支援新制度システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項、主務省令第68条、条例第4条第1項 別表第一の21の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)</p> <p>なお、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務—②事務の概要のうち、③④は情報提供ネットワークシステムによる情報連携は実施しない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市 子ども未来局 子育て支援部 施設運営課
②所属長の役職名	施設運営課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 子ども未来局子育て支援部施設運営課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	【基礎】IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月7日	【基礎】I-5②所属長の役職名	施設運営課長 田中 敏之	施設運営課長	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
	評価書名	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。
	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。
	I > 1 > ①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援に関する事務	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I > 1 > ②事務の概要	<p>① 記載中にある「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。」</p> <p>② 記載中にある「については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 ①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務 ②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務 ③札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務」</p>	<p>① 記載中にある「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)別表第一の94の項により個人番号を利用することができるのは、支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日総務省令第5号、以下「主務省令」という。)第68条で定められている。」</p> <p>② ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 ①支援法に基づく教育・保育給付の資格に関する事務 ②支援法に基づく教育・保育給付の支給に関する事務 ③支援法に基づく施設等利用給付の資格に関する事務 ④支援法に基づく施設等利用給付の支給に関する事務 ⑤札幌市個人番号利用条例に基づく保育料の徴収に関する事務」</p>	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
	I > 2	子ども・子育て支援新制度支給認定等情報ファイル	子ども・子育て支援新制度教育・保育給付認定等情報ファイル	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。
	I > 4 > ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)  なお、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務—②事務の概要のうち、③④は情報提供ネットワークシステムによる情報連携は実施しない。	事後	子ども子育て支援法の一部改正に伴う形式的な変更であり、重要な変更にはあたらない。